

農地法第4条許可申請書の添付書類一覧

必要書類	部数	内容	確認欄
許可申請書	2	申請書は農業委員会事務局にあります。	
法人登記事項証明書、定款、寄附行為の写しのいずれか	2	登記事項証明書の場合（交付後3ヶ月以内、原本1部、写し（要原本証明）1部） 定款や寄附行為の写しの場合（写しを代表者で原本証明したものを2部）	
申請地の登記事項証明書（全部事項）	2	申請地全ての土地登記事項証明書（全部事項証明に限る、法務局交付後3ヶ月以内のもの、原本1部、写し1部）	
（同意書）	(2)	*担保・地役権が設定されている場合、所有権移転に対する同意書が必要	
字限図	2	法務局所管の字限図（写し可、3ヶ月以内のもの） *隣接地の隣接地全てに所有者名、地目、耕作者を記載して下さい。	
（合成図）	(2)	*隣接地が別業の公図となっている場合はその公図を添付するとともに合成図を作成して下さい。 *公図上に国有里道・水路が介在する場合は里道は赤、水路は青色を着色して下さい。	
位置図	2	申請地の位置を示した図面（2,500分の1） A4サイズ →市現況平面図（白図）1部200円（都市計画課 A3サイズで可）、または市HP「都市計画地図情報」からの印刷も可能です。	
見取図	2	申請地付近の見取図（住宅地図に位置を表示） A4サイズ	
農地選定理由書 （農地選定に係る代替地の検討について）	2	申請地の選定にあたり、①事業候補地の選定条件を記載、②当該事業目的を達成することが可能な農地以外の土地や他の農地も含めて検討した結果を記載し、その申請地が事業実施に最適地である理由を記載して下さい。またあわせて地図に図示して下さい。	
事業計画図	2	転用目的の利用計画がわかる図面を添付、以下について明示されているもの。 ①建築物（平面図、立面図、配置図、断面図、求積図等）②進入路 ③用排水施設 ④申請土地の利用計画 *寸法を記載すること。 *雨水排水の流れを矢印で図示すること。 *露天資材置き場の場合は、何をどこに置くかを明示すること。*露天駐車場の場合は、駐車区画を明示すること。	
施設等計画図	2	建築平面・立面・配置図・断面図・求積図等（建築確認を受ける図面と同一のもの）	
工程表	2	期間が3か月以上の場合	
事業見積書	2	造成・建築費等の見積書（原本1部・写し1部）	
資金証明書	2	事業資金の証明書類（残高証明又は融資証明）（原本1部・写し1部） *見積書の額を充たしていること。	
隣地同意書	2	隣接農地の所有者及び耕作者の同意書（原本1部・写し1部）	
水利・農会同意書	2	水利関係代表の同意書（原本1部・写し1部） 農会長の同意書（原本1部・写し1部）	
農振法関連証明	2	農業用施設用地の場合は「農用地区域の農業用施設用地であることの証明」 農振農用地内の一時転用の場合は「農振意見書」（原本1部・写し1部）農村整備課	
盛土規制法関連書類写し等	1	盛土規制法関連書類写し 審査指導課	
住民票	2	申請者のいずれかが市外に居住している場合や譲渡人の現住所氏名が登記簿と異なる場合、住民票抄本（原本1部、交付後3ヶ月以内のもの） *なお、相続登記未了の場合で相続人全員で共同申請する場合は被相続人の除籍謄本（原本1部）、特定人が単独で申請する場合は遺産分割協議書（写1部）又は相続放棄同意書（写し1部）	
土地改良区の意見書	2	申請地が土地改良区の区域内にあるときは、理事長の意見書（原本1部、写し1部）	
官民有地境界協定申請書（写）	2	転用許可申請地内に国有財産あるいは市所管の里道・水路が含まれている場合。（現況のまま存置する場合は添付不要） *県土木事務所の受付印のあるものの写し。	
開発許可申請書（写）	2	都市計画法による開発許可申請は、同時進行して下さい。	
委任状	2	委任状（原本1、写し1部）形式は「委任状」モデルによること。	
お尋ね書	1	*各項目について事前に確認をお願いします。 *提出前に必ず 地区担当の農業委員に現地の説明 をお願いします。（申請地及び転用目的等…面談もしくは電話で）	
その他参考書類		必要に応じ、書類・図面等の追加の提出が求められる場合があります。	

◎受付締切日 毎月5日（土日曜日等の閉庁日の場合は前日）

※締切日以降の申請は、翌月分扱いとなりますのでご注意ください。

※転用箇所は木杭等で明示してください。

（三田市農業委員会）